

平成23年大分県産業連関表作成の基本事項

1 対象期間及び記録の時点

- (1) 平成23年（2011年）1月から12月までの1年間における県内での財・サービス（商品）の生産活動や取引を対象とした。
- (2) 原則として、生産活動及び取引が実際に行われた時点で記録する「発生主義」を採った。

2 評価方法

- (1) 取引活動の大きさは、金額で評価した。
- (2) 県内取引については、実際に取引された価格（実際価格）に基づく評価である。
- (3) 輸出入品の価格評価は、普通貿易の輸入品はC I F 価格、普通貿易の輸出品はF O B 価格による評価である（注）。

（注） C I F (cost insurance and freight) 価格とは、我が国に至るまでの国際貨物運賃及び保険料が含まれた価格（輸入時点の価格）を意味する。F O B (free on board) 価格とは、国内の工場から輸出するための空港・港湾に至るまでの国内流通に要した商業マージン及び国内貨物運賃を含んだ価格（輸出時点の価格）を意味する。つまり、輸出入とも、いわゆる「水際」の価格で評価した。

3 取引基本表の基本構造

- (1) 取引基本表は、〔行〕商品×〔列〕アクティビティ（又は商品）の表として作成した
- (2) 平成17年表と同様、生産者価格評価表（注）を作成した。
（注） 生産者価格評価表では、商品が流通する際に発生した商業マージン及び国内貨物運賃は、それぞれ商業部門及び運輸部門（いずれも行部門）に一括計上している。
- (3) 実際に取引される額の大きさを的確に表すため、各取引額は消費税を含めた額で表しており、その納税額については、粗付加価値部門の間接税に含めた。
- (4) 輸入に関する表章上の取扱いについては、平成17年表と同様、「地域内競争輸入型」（注）とした。
（注） 「競争輸入型」とは、同じ種類の商品について、国産品と輸入品との区別を行わず、一括して扱うものをいう。

4 部門分類

- (1) 基本分類は、〔行〕518部門×〔列〕399部門とした（注）。
（注） 取引基本表は、内生部門、粗付加価値部門及び最終需要部門から構成され、それぞれに部門を設けているが、取引基本表のサイズ（詳細度）を表す部門数については、内生部門の行及び列の部門数をもって表している。
- (2) 統合分類は、この基本分類に基づき、活動内容が類似した分類を統合したものであり、統合小分類（190部門）、統合中分類（104部門）及び統合大分類（36部門）を設けた。また、取引基本表を1枚の紙で表すことを目的として、統合大分類を更に集約した分類として15部門分類を設けた。
部門の定義、範囲等は「平成23年（2011年）産業連関表作成基本要綱」（産業連関部局長会議）に準じ、部門によっては独自の統合を行った。
なお、今回の平成23年表、前回表（平成17年表）における基本分類及び統合分類の部門分類数の推移は、以下のとおりである。

		平成17年表	平成23年表
基本分類	(行)	520	518
	(列)	407	399
統合小分類		190	190
統集中分類		104	104
統合大分類		36	36

(3) 平成17年表からの部門分類の主な変更点は以下のとおりである。

① 統合大分類（36部門分類）

- ア 「水道・廃棄物処理」部門を「水道」部門と「廃棄物処理」部門に分割した。
- イ 平成17年表において「情報通信」に含まれていた「郵便・信書便」について、日本標準産業分類の改定を踏まえ、「運輸」に移し、名称を「運輸・郵便」に変更した。

② 統集中分類（104部門分類）

- ア 平成17年表における「一般機械」等について、日本標準産業分類の改定を踏まえ、「はん用機械」、「生産用機械」及び「業務用機械」に再編した。
- イ 平成17年表における「映像情報制作・配給業」及び「その他の対事業所サービス」部門の一部などを統合して、「映像・音声・文字情報制作業」を設けた。
- ウ 平成17年表における「一般飲食店（除喫茶店）」、「喫茶店」及び「遊興飲食店」並びに「小売」に含まれていた「持ち帰り・配達飲食サービス」を統合し、「飲食サービス」部門を設けた。

③ 基本分類

- ア 平成17年表における「理化学機械器具」及び「分析器・試験器・計量器・測定器」を統合し、「計測機器」を設けた。
- イ 平成17年表における「沿岸漁業」、「沖合漁業」及び「遠洋漁業」について、「海面漁業」に統合した。
- ウ 平成17年表における「公的金融（帰属利子）」及び「民間金融（帰属利子）」について、推計方法の変更に伴い、それぞれ「公的金融（FISIM）」及び「民間金融（FISIM）」に変更した。
- エ 平成17年表において設立主体別に部門を設定していた医療について、活動内容別の投入・産出構造を明らかにするため、診療等の内容別に再編した。
- オ 平成17年表において「その他の対事業所サービス」に含まれていた「警備業」について、国内生産額が1兆円を上回っていることから、分割特掲した。

(4) 最終需要部門と粗付加価値部門

原則として、県民経済計算と整合性のとれた分類とした。

ただし、投入係数の安定性などの観点から、「家計外消費支出」を最終需要部門及び粗付加価値部門に設定している。また、輸入品を国産品と同一水準で評価し、各取引額を明らかにするために、関税及び輸入品商品税を粗付加価値部門ではなく、最終需要部門（輸入計の一部）に設定した。

輸出品の国内における取引での消費税還付分を計上するための部門である「調整項」は、これまで「移輸出」に含めていたが、「県内需要合計」に含まれる部門とした。

5 特殊な扱いをする部門

(1) 帰属計算^(注)

次の内容について帰属計算を行った。

- ① 金融仲介サービス
- ② 生命保険及び損害保険の保険サービス
- ③ 政府の建設物及び社会資本に係る資本減耗引当
- ④ 持家住宅及び給与住宅等に係る住宅賃貸料

(注) 帰属計算とは、具体的な取引は行われていないものの、実質的な効用が発生し受益者が存在している場合、又は、生産活動や取引の大きさを直接計測できない場合に、類似の商品に係る市場価格で評価する等の方法により記録することをいう。

(2) 仮設部門の設定

産業連関表の内生部門は、商品又はアクティビティに基づき設定したが、その中には、次に掲げるとおり、独立した一つの産業部門とは考えられないものが含まれている。これらは、産業連関表の作成・利用上の便宜等を考慮して「仮設部門」として設けたものである。なお、仮設部門には粗付加価値額は計上しない。

- ① 鉄屑、非鉄金属屑及び古紙
- ② 自家輸送（旅客自動車、貨物自動車）
- ③ 事務用品

(3) 物品賃貸業の取扱い

「使用者主義」と「所有者主義」^(注)の二つの考え方が存在する物品賃貸業については、「所有者主義」により推計した。また、不動産賃貸業及び労働者派遣サービスについても、「所有者主義」で推計した。

(注) 「使用者主義」とは、物品を使用した部門（使用者）に経費を計上する考え方である。この場合、賃借を受けた物品に係る経費の一切を、物品を使用した部門に計上することとなり、賃貸活動は、部門として成り立たない。これに対して、「所有者主義」とは、物品を所有する部門（所有者）に、その経費等を計上する考え方であり、物品賃貸収入の総額が物品賃貸部門の生産額となり、各生産部門は物品賃貸料（支払）を物品賃貸部門からの中間投入として計上する。

(4) 屑・副産物

産業連関表では、一つの生産活動からは一つの生産物しか生産しないと考えられるが、現実には、生産工程で必然的に別の財貨が生産される場合がある。その財を主産物として生産する部門が他にもある場合には「副産物」といい、ない場合には「屑」という。

全国表においては、原則としてマイナス投入方式（ストーン方式）（本来の生産目的に付随して発生した副産物や屑について産業連関表での処理方法の一つで、副産物や屑の発生額を発生部門にマイナス計上し、一方その副産物・屑を原材料として投入する部門にプラス計上することによって差し引きの生産額をゼロとする方式をいう）を採用しているが、一括方式やトランスファー方式も一部採用されており、本県でもそれに準じている。

(5) 商業部門と運輸部門

部門間の取引をそのまま忠実に示そうとすると、財貨のほとんどが取引きの途中で商業及び運輸部門をとおることになり、かえって部門間の取引の実態がわからなくなってしまう。この欠点を避けるため、財貨の取引は供給部門と消費部門との間で直接行われ、商業部門は商業マージンに相当するサービスを消費部門に提供すると考え、消費部門が別途商業マージンを負担したものとして扱う。運輸業の場合は、商業部門と異なり財貨の買取りは行わないが、財貨の移動に伴いサービスを

提供するという点で商業と同じであるので、商業部門と同様な特殊な扱いをする。

(6) コスト商業とコスト運賃

商業、運輸の両部門とも、財貨の取引に伴う流通マージン以外に、直接コストとしてこれを計上する場合がある。例えば、生産に関連して事業所内で原材料や半製品運搬に当たる営業トラックの運賃、引越荷物や廃土砂などのような商品と考えられないようなものにかかる輸送費用である。

(7) 政府活動

いわゆる政府の生産活動は、公的企業のように財貨・サービスの販売を主たる活動目的とする企業的な性格のものと、営利を目的としない生産活動に分けられる。

前者については、一般の商品生産活動と同様に扱っている。後者については、一般の生産活動のように売上高をもって生産活動としてとらえるのは妥当ではないため、原則として、経費総額をもって生産額とする。このうち、それぞれのサービスに対して支払われた料金相当額についてはその受益部門に計上し、残りの額は「一般政府消費支出」や「対家計民間非営利団体消費支出」に産出するものとした。

例えば、学校教育（国公立）の場合、授業料等に相当する額が「家計消費支出」への産出額となり、経費総額（県内生産額）と「家計消費支出」への産出額との差額が「一般政府消費支出」への産出額となる。

(8) 分類不明

「分類不明」とは、一般的にいずれの部門にも属さない取引活動をひとまとめにして計上するためのものであるが、産業連関表では、このような意味合いのほか、行及び列部門の推計上の残差の集積部門としての役割を持たせている。

(9) 受・委託生産の扱い

産業連関表では、各部門の生産物が、自社生産であるか受託生産であるかにかかわらず、当該部門に、生産額並びにその生産に必要な中間投入及び付加価値を計上する。そのため、受委託による生産額は、県内異動部門間あるいは県内と県外との受委託の場合、受託側部門に生産額を計上する。

(10) 本社、営業所経費の取扱

県内に工場があり、県外にその本社・営業所がある場合、製造出荷額の中には、当然本社営業所の経費も含まれることになるが、資料等の制約上、その経費は別に計上しないこととする。

6 作成方法

(1) 生産額の推計

① 推計方法

基本的には「単価×生産数量」にて推計を行っているが、サービス業などこの方法になじまない部門については、売上高などを用いた。

また、部門の性質や資料上の制約などから直接の推計が困難なものは、全国表の生産額を直接・間接の指標を用いて分割した。

② 推計資料

国や県の既存統計資料を中心に、地域産業連関表用として国から提供された資料、県の関係各課・団体等への照会による資料などを用いた。

◎ 資料例

- 既存統計資料（国関係）
生産農業所得統計、経済センサス-活動調査組替集計結果、生産動態統計組替集計結果、建設総合統計年度報、業務資料など
- 既存統計資料（県関係）
県民経済計算及び関連資料、平成17年大分県産業連関表など
- 産業連関表のために特に作成された資料
商品流通調査など

(2) 粗付加価値部門及び最終需要部門の推計

① 推計方法

県民経済計算や資料から直接あるいは単価・数量から推計する。また県単位で推計できる資料が十分ないものは全国表の数値を直接・間接的指標を用いて按分するなどして推計した。

② 推計資料

生産額推計と同様。

輸出・輸入：貿易統計、宿泊旅行統計調査など

移出・移入：商品流通調査、貨物・旅客地域流動調査、平成17年大分県産業連関表など

(3) 投入及び産出

投入額はまず全国表の投入係数を用いて1次試算値を求め、県の投入に関する資料が得られる部門については調整を行った。産出は県民経済計算や各種資料を用いて推計した。

7 統計表

統計表の名称		統合小分類 (190部門)	統合中分類 (104部門)	統合大分類 (36部門)	15部門分類
取引基本表（生産者価格評価表）			○	○	○
投入係数表（生産者価格評価）			○	○	○
逆行列係数表	$[I-(I-\hat{M})A]^{-1}$		○	○	○
	$(I-A)^{-1}$		○	○	○
最終需要項目別生産誘発に関する表			○	○	○
最終需要項目別粗付加価値誘発に関する表			○	○	○
最終需要項目別移輸入誘発に関する表			○	○	○
移輸入係数、移輸入品投入係数等			○	○	○
【付帯表】雇用表			○	○	○

(注) 「○」は公表する表

8 利用上の注意

- (1) 平成23年（2011年）大分県産業連関表は、国の産業連関部局長会議（総務省他10省庁）による「平成23年産業連関表作成基本要綱」（平成25年1月）等に準拠して作成した。
- (2) 部門分類は原則としてアクティビティ・ベース（生産活動単位）であり、同一事業所であっても二つ以上の活動が行われている場合は、各々異なった部門に分類している。

- (3) 前回の平成 17 年（2005 年）表とは部門分類が異なっており、また概念、定義、推計方法に変更のあった部門もあるので、前回表との比較には注意が必要である。
- (4) 各統計表の数値は四捨五入の関係で内訳が合計と一致しないことがある。

※ 次回「平成 27 年(2015 年)大分県産業連関表」は、平成 32 年度に公表予定である。